

独立行政法人評価の基本方針

平成 27 年 6 月 1 日
経済産業省

1. 本基本方針の位置付け

- (1) 本基本方針は、「独立行政法人の評価に関する指針（平成 26 年 9 月 2 日 総務大臣決定）（以下「評価の指針」という。）」において、「主務大臣は本指針に基づいた評価を実施するため、評価の基準を個別具体的に作成し、それに基づいて評価を実施するものとする。」とされたことを受け、策定するものである。
- (2) 独立行政法人（以下「法人」という。）所管課室においては、本基本方針及び評価の指針の実施に際し、法人の行う業務に応じ、更なる個別具体的な評価基準を策定する必要がある際には、個別法人の評価基準を策定し、それに基づいた評価を実施するものとする。ただし、策定の際には、大臣官房政策評価広報課（以下「政評課」という。）の了解を得ることとする。

2. 評価体制

- (1) 政策に関する責任の一貫性及び評価の的確性を確保するため、法人所管課室において、有識者からの意見等を踏まえ、評価を実施し評価書案を作成する。これを一次評価とする。
- (2) 評価の客観性を担保するため、政評課では、法人所管課室長ヒアリングを実施し、評価の点検を行う。これを二次評価とする。

3. 各評価の進め方（中期目標管理法）

3-1. 年度評価

- (1) 法人は、6 月末までに自己評価書を法人所管課室に提出する。
- (2) 法人所管課室において有識者からの意見、理事長ヒアリング及び監事ヒアリングの結果等を参考に一次評価を確定させ、政評課に提出する。監事へのヒアリングにあたっては、評価担当部局の長等との意見交換の場を設ける。
- (3) 年度評価における総合評定では、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算するとともに、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味する。（①については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。）
 - ①国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項：60%～70%（業務内容に応じて 2 つ以上に分割して評価を行い、それぞれについて評点を算出する。）

- ②業務運営の効率化に関する事項：15%
- ③財務内容の改善に関する事項：15%
- ④その他業務運営に関する重要事項：0%～10%

評点は、S = 5、A = 4、B = 3、C = 2、D = 1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。

合算された評点をXとすると、	S	:	$4.5 < X \leq 5.0$
	A	:	$3.5 < X \leq 4.5$
	B	:	$2.5 < X \leq 3.5$
	C	:	$1.5 < X \leq 2.5$
	D	:	$1.0 \leq X \leq 1.5$

- (4) 二次評価として、政評課では、法人所管課室長ヒアリングを実施し、主要な評価結果の妥当性を判断するとともに、法人の横断的な評価を実施することにより、評価の点検を行う。

3-2. 中期目標期間評価（見込評価）

- (1) 法人は、6月末までに自己評価書を法人所管課室に提出する。
- (2) 見込評価における総合評定では、項目別評定結果を3-1.(3)に示す方法で数値化し活用するとともに、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味する。
- (3) 中期目標期間の最終年度の評価については、見込まれるアウトカムの実現・進捗状況等を考慮に入れるが、確実にアウトカムの実現が見込まれないものについては見込評価の実績として考慮しない。

3-3. 中期目標期間評価（期間実績評価）

- (1) 法人は、6月末までに自己評価書を法人所管課室に提出する。
- (2) 期間実績評価における総合評定では、項目別評定結果を3-1.(3)に示す方法で数値化し活用するとともに、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味する。
- (3) 見込評価と大幅に評価結果がずれる場合には、その要因分析も併せて行う。

4. 各評価の進め方（国立研究開発法人）

以下を除き、中期目標管理法人の評価方法を準用する。

- (1) 評価項目のうち、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」を「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」と読み替える。
- (2) 国立研究開発法人審議会の意見を聴取する。

(3) 「中期目標」は、「中長期目標」と読み替える。

5. 各評価の進め方（行政執行法人）

5-1. 年度評価

以下を除き、中期目標管理法人の各評価の進め方における、年度評価に記載する事項を準用する。

(1) 「中期目標」は、「年度目標」と読み替える。

5-2. 効率化評価

(1) 法人は、6月末までに自己評価書を法人所管課室に提出する。

(2) 法人所管課室において有識者の意見、理事長ヒアリング及び監事ヒアリングの結果等を参考に一次評価を確定させ、政評課に提出する。

(3) 効率化評定では、業務運営に関する事項に評価比率を配分し各評点を合算するとともに、政策上の要請等、全体評定に影響を与える事象等を加味する。

評点は、S=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算する。

合算された評点をXとすると、 S : $4.5 < X \leq 5.0$

A : $3.5 < X \leq 4.5$

B : $2.5 < X \leq 3.5$

C : $1.5 < X \leq 2.5$

D : $1.0 \leq X \leq 1.5$

(4) 二次評価として、政評課では、法人所管課室長ヒアリングを実施し、主要な評価結果の妥当性を判断することにより、評価の点検を行う。

6. 共管法人所管課の実施する事項について

(1) 中期目標及び中長期目標のうち、当省所管項目の評価については、当省所管法人の評価方法と同様の方法を採用することを基本とする。ただし、評価の具体的方法については、共管となる省庁と調整を行った上で確定する。

(2) 有識者との懇談会やヒアリングを他省庁と合同で行うこと等により、効率的な評価に努める。

(3) 国立研究開発法人については、国立研究開発法人審議会の他省庁との合同開催等が見込まれるところ、その具体的方法については、産業技術環境局及び他省庁の関係課室との調整を行う。

以上